

## 特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画

〔平成20年3月14日〕  
閣議決定

### 第1 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み

#### 1 第一種特定放射性廃棄物の量及びその見込み

- (1) 平成11年12月31日以前の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、約13,300本と見込まれる。
- (2) 平成12年1月1日から平成18年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、約7,100本と見込まれる。
- (3) 平成19年1月1日から平成28年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、電気事業法第29条第1項の規定により経済産業大臣に届け出られた供給計画（平成19年度）等を基礎として算定した結果、代替取得を行った場合、以下の表のとおりと見込まれる。

| 年<br>(平成) | 左欄の年における発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量の見込み（本） |
|-----------|---|
| 19        | 約1,100  |
| 20        | 約1,100  |
| 21        | 約1,200  |
| 22        | 約1,300  |
| 23        | 約1,300  |
| 24        | 約1,400  |
| 25        | 約1,400  |
| 26        | 約1,500  |
| 27        | 約1,600  |
| 28        | 約1,500  |

- (4) 平成29年以降の各年における発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量を平成28年と同程度という前提をおいた場合、それぞれ当該時点までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量の総量は、平成33年頃には約4万本に達するものと見込まれる。

- (5) これまでの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生じた第一種特定放射性廃棄物の国内での貯蔵量は、平成19年3月31日時点で、1,551本である。

2 第二種特定放射性廃棄物の量及びその見込み

- (1) 平成19年12月31日以前の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、約4,100m<sup>3</sup>と見込まれる。
- (2) 平成20年1月1日から平成29年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第4条の規定により経済産業大臣に届け出られた事項（平成19年度）等を基礎として算定した結果、代替取得を行った場合、以下の表のとおりと見込まれる。

| 年<br>(平成) | 左欄の年における発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量の見込み (m <sup>3</sup> ) |
|-----------|--|
| 20        | 約100   |
| 21        | 約200   |
| 22        | 約200   |
| 23        | 約300   |
| 24        | 約300   |
| 25        | 約400   |
| 26        | 約400   |
| 27        | 約400   |
| 28        | 約400   |
| 29        | 約400   |

- (3) 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量の総量は、現在の再処理施設等の操業計画等を勘案すると、約18,100m<sup>3</sup>と見込まれる。
- (4) これまでの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生じた第二種特定放射性廃棄物の国内での貯蔵量は、平成19年3月31日時点で、約3,231m<sup>3</sup>である。

第2 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

- 1 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量  
前号の特定放射性廃棄物の最終処分は、平成40年代後半を目途

として開始する。

現在建設中の六ヶ所再処理施設の本格稼働時における第一種特定放射性廃棄物の年間発生量等を勘案し、最終処分の開始後、最終処分される第一種特定放射性廃棄物の量は、年間約1千本とする。

また、最終処分の開始後、最終処分される第二種特定放射性廃棄物の量は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の第二種特定放射性廃棄物の発生量等を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる量とする。

## 2 最終処分施設の規模及び能力

一施設当たりの第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、4万本以上の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。

必要とされる第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、年間約1千本の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる能力とする。

また、一施設当たりの第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、19,000 m<sup>3</sup>以上の第二種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。

必要とされる第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の第二種特定放射性廃棄物の発生量等を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる能力とする。

## 第3 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

概要調査地区等の選定については、おおむね、次のような計画に従い、行うものとする。なお、第一種特定放射性廃棄物と第二種特定放射性廃棄物をそれぞれ別の最終処分施設建設地で最終処分する方法も、また、同一の最終処分施設建設地に併置して最終処分する方法も可能である。原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、関係住民の理解を前提に、概要調査地区等の選定過程を通じて、処分する方法を決定するものとする。

- 1 機構は、文献調査を実施した後、概要調査を実施し、平成20年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年前後を目途に最終処分施設建設地を選定するものとする。
- 2 機構は、最終処分施設建設地において、別に法律で定める安全の確保のための規制に従い、最終処分施設を建設し、平成40年代後

半を目途に最終処分を開始するものとする。

#### 第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離する「多重バリアシステム」により実施するものとする。

最終処分の実施の方法の詳細、最終処分施設の閉鎖までの期間及び閉鎖後の措置等については、最終処分の安全の確保のための規制に関する法律が整備されたことやその他規制に関する検討等を踏まえ、決定していくものとする。

国は、引き続き、最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項について、原子力安全委員会における検討等を踏まえつつ、適切な時期に整備していくものとする。

#### 第5 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

国、関係研究機関及び機構は、それぞれの役割分担を踏まえつつ、密接な連携の下、概要調査地区等の選定に関する計画を勘案し、特定放射性廃棄物の最終処分にかかる研究開発を着実に進めていくこととする。

機構は、最終処分の実施については最新の知見を十分反映して行うものとする。